



今、考えたい動物達の命。

動物虐待は犯罪です。
小さな命への尊厳は、安心して住める街づくりの基盤です。
動物虐待を見かけたら、迷わず110番通報して下さい。

動物愛護法第6章44条

- 捨てたら罰金50万円以下
- 虐待したら罰金100万円以下

犬・猫を捨てることは犯罪! 虐待・遺棄を見かけた方は 110番通報を!